



お知らせ

特殊詐欺等防止機能付き電話機の設置費用を補助

特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器を設置する人を対象に、購入費用の一部を補助します。なお、令和5年度から補助要件を緩和しました。

- 補助要件
・市内に住所を有し、居住している人
・満65歳以上の又は満65歳以上の人と同一の世帯に属する人
・領収書に記載されている氏名と設置者が同一であること
・暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する人ではないこと
・同一世帯に属する人が、市税を滞納していないこと
補助対象
特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器
※対象機器であるか確認する必要があります。そのため、購入前に必ず左記にご連絡ください。
補助額
対象経費の3分の2(上限1万円)
申請期限
令和6年3月15日(金)
市民課生活安全係
☎28395(市役所1階)

自動車税の納期限は5月31日

自動車税(普通自動車)は、県税事務所、金融機関、コンビニ、クレジットカード、スマホアプリ「PayPay」、「LINE Pay」等で納付することができます。納期限内の納付にご協力ください。
納期限 5月31日(水)
大分県日田県税事務所 ☎24175

リフォーム支援事業

次の各世帯を対象に、リフォーム補助の受付を開始します。

- ①子育て支援型
18歳未満の子供を含む世帯全員(三世帯同居世帯は子育て世帯に限る)の令和4年中の所得総額が600万円未満の世帯
工事要件
子育てのために行う改修工事等で補助対象経費が30万円以上の工事
補助額
補助対象経費の10分の2(限度額30万円)
②三世帯同居支援型
18歳未満の子供を含む三世帯以上(申請日以降に三世帯となる世帯を含む)で構成される世帯
工事要件
玄関・トイレ・浴室・キッチンの部位のうち一部以上を増設する工事又は、右記の増設工事を含む①・③の一部の工事
補助額
補助対象経費の10分の5(限度額75万円)
③高齢者バリアフリー型
65歳以上の高齢者がいる世帯で、世帯全員の令和4年中の所得総額が350万円未満の世帯
※65歳以上の高齢者と18歳以上65歳未満の人からなる世帯の所得では、公的年金等を除きます。
工事要件
バリアフリー改修工事で、補助対象経費が30万円を超える工事
補助額
補助対象経費の10分の2(限度額30万円)

税務課税制窓口係

固定資産税の納税通知書を発送

固定資産税1年分(第1〜4期)の納付書を5月中旬に発送します。第2期以降分の納付書は大切に保管し、各納期限までに納付してください。なお、一括して納付する場合は、第1〜4期分の納付書4枚で、第1期納期限までに納付してください。

- 納期限(第一期分)
5月31日(水)
税務課資産税係
☎28206(市役所1階)
吹付けアスベスト分析調査に対する補助
吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物を対象とした、吹付けアスベスト分析調査に対する補助の受付を開始します。
補助額
分析調査費用の全部又は一部(限度額25万円)
申請期限
12月15日(金)
※予算に限りがあるため、早めの相談、申請をお願いします。
建築住宅課指導審査係
☎28226(市役所5階)

【予約制】マイナンバーカード申請・受取りができます

マイナンバーカードの申請や受取りが次の時間外・休日に行えます。前日(平日

- 申請期限
12月15日(金)
※予算に限りがあるため、早めの相談、申請をお願いします。
※詳細は市ホームページ(下記二次元コード)を確認又は左記にお問い合わせください。
建築住宅課指導審査係
☎28226(市役所5階)
住宅の耐震診断・耐震改修を補助
住宅の耐震診断及び耐震改修補助の受付を開始します。対象となる建物は、昭和56年5月31日以前に着工した木造一戸建て住宅(店舗部分が述べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む)です。なお、令和5年度から耐震改修の補助限度額を拡充しました。まずは、自宅の耐震性を確認してみませんか。
補助額
耐震診断
建物区分に応じて7万5千円〜11万円
※原則、所有者の負担は5500円です。
※建物の形状、年数によっては、別途費用がかかります。
耐震改修
補助対象経費の3分の2又は5分の3(限度額1000〜1200万円)
※建物区分や改修方法によって、限度額が異なります。
申請期限
12月15日(金)
※予算に限りがあるため、早めの相談、申請をお願いします。
※詳細は市ホームページ(下記二次元コード)を確認又は左記にお問い合わせください。
建築住宅課指導審査係
☎28226(市役所5階)

5月の開庁日

- 5月8日(月)・11日(木)・15日(月)・18日(木)・22日(月)・25日(木)・29日(月)
午後5時30分〜7時30分
5月13日(土)・28日(日)
午前9時〜午後3時
※北側玄関をご利用ください。



マイナンバーお問い合わせダイヤル

一般家庭で地下水(井戸水)を使用している場合は、実際に居住している「使用人数」によって使用料を計算します。また、使用人数の認定変更は、上下水道局料金センターに届出があった時点から行います。使用人数の変更又は井戸水使用の中止等がありましたら、必ず左記にご連絡ください。
※詳細は市ホームページ(下記二次元コード)をご確認ください。
上下水道局料金センター
☎28220(市役所5階)

健康・福祉

在宅高齢者住宅改造資金の助成

住宅改造が必要な在宅高齢者がいる住宅を、住みやすく整備するための経費の一部を助成します。
対象 次のいずれかに該当し、生計中心者の前年の所得金額が200万円未満の世帯
①要介護認定で、要支援・要介護と認定された65歳以上の高齢者がいる世帯
②住宅改造が必要な75歳以上の高齢者がいる世帯
③住宅改造が必要な65歳以上の高齢者のみの世帯
助成対象工事
手すりの取付け、段差の解消、滑りにくい床材や移動しやすい床材への変更、和式から洋式への便器の取替え等
助成額
対象経費の3分の2以内(上限額40万円)
申請期限
5月31日(水)
※工事着工前に諸手続が必要です。事前に左記にお問い合わせください。
長寿福祉課介護保険係
☎28264(市役所1階)

在宅重度障がい者住宅改造資金の助成

住宅改造が必要な障がい者がいる住宅を、住みやすく整備するための経費の一部を助成します。
対象
身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者で、生計中心者(対象となる障

水道メーターの管理は適切に

毎月17〜25日の間に上下水道メーターの検針を行っています。住宅の敷地内の水道設備は、各所有者で管理することになっています。そのため、検針業務の支障とならないようにメーターボックス内と周辺の整理整頓をお願いします。
※凍結防止用の布切れや新聞紙などは、取り除いてください。
上下水道局料金センター
☎28220(市役所5階)

産直野菜増産ミニハウス等の施設導入を補助

市内在住で、産直野菜を出荷する農家を対象に、令和6年度分ミニハウス等の施設導入の要望を受け付けます。
補助内容
ミニハウス(上限500平方メートル)、遊休ハウスの張替等(上限500平方メートル)、かん水施設、管理機の導入に要する経費
補助額(上限額有り)
・ミニハウス
・資材購入費の3分の2以内
・遊休ハウスの張替等
・資材購入費の3分の2以内
・かん水施設
・資材購入費の2分の1以内
・管理機
購入費の2分の1以内
※かん水施設と管理機は、ミニハウスと併せた導入が条件です。
※要望は随時受け付けています。申込方法等の詳細は、左記にお問い合わせください。
農業振興課生産・流通推進係
☎28211(市役所3階)

在宅高齢者住宅改造資金の助成

がいの生計を現実的に支える人の前年の所得金額が200万円未満の世帯
助成対象工事
対象となる障がい者が日常生活で常時使用する設備を障がい者に適するように改造するもの
※玄関、台所、浴室、便所、廊下、居間、階段、洗面所、その他の必要と認められる箇所。
助成額
対象経費の3分の2以内(上限額40万円)
申請期限
5月31日(水)
※工事着工前に諸手続が必要です。事前に左記にお問い合わせください。
社会福祉課障害福祉係 ☎28290 FAX 28258(市役所1階)
5月は特別障害者手当・障害児福祉手当の支給月
在宅で常時特別な介護を必要とする重度の障がいがある人などに対して支給される特別障害者手当・障害児福祉手当(2〜4月分)を振り込みますので、ご確認ください。
支給日
5月10日(水)
※次のような場合は支給対象から外れますので、左記に必ず届け出てください。
・受給者が死亡又は市外に転出
・病院等に3か月以上継続して入院
・特別養護老人ホームや障害者支援施設などに入所
社会福祉課障害福祉係
☎28290(市役所1階)